

## 豊川市空家バンク利活用費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市空家バンクの利用による空家の流通を促進するため、空家の改修工事等に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市空家バンク利活用費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊川市空家バンク 豊川市空家バンク運用要綱（平成30年1月23日決裁）に基づいて市が設ける空家バンクをいう。
- (2) 空家 市内に存在する居住の用に供する一戸建ての建物（個人が所有しているものであって、現に居住者がいないものに限る。）であって、豊川市空家バンクに登録されているものをいう。
- (3) 改修工事 空家の居住部分について、その機能又は性能を維持し、又は向上させるため、修繕、補修、模様替え、給排水設備の更新、建具の取り替え等の工事又はテレワークを行うための空家及び当該空家の敷地内における通信環境整備工事を行うこと（ただし、空家の居住部分について、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく居宅介護住宅改修費等の助成、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく豊川市障害者住宅改修費の助成その他豊川市から改修に関する助成を受けているものを除く。）をいう。
- (4) 家財処分 所有者等にあつては空家の居住部分に存する家具、家電、雑貨等（以下「家具等」という。）を、入居者にあつては所有者等が空家の居住部分に残置した家具等であつて所有権が放棄されたものを、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主に委託して処分することをいう。
- (5) 所有者等 空家の管理又は処分に関し、所有権その他正当な権利を有する者をいう。
- (6) 入居者 売買契約の締結により新たに空家の所有者となることが決定している者又は所有者と賃貸借契約の締結により空家を賃借することが決定している者をいう。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所有者等又は入居者（空家の所有者等の3親等以内の親族を除く。）であつて次に掲げる要件のいずれにも該当する者（個人に限る。）とする。

- (1) 空家の改修工事又は家財処分を行った後、当該空家を3年以上利活用することが見込まれる者
  - (2) 市税等を滞納していない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- （補助の対象）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）は、次の表のとおりとする。

補助事業	補助金の額
改修工事	改修工事に要する費用（物品の購入費を除く。）の2分の1に相当する額（ただし、50万円を上限とする。）
家財処分	家財処分に要する費用の2分の1に相当する額（ただし、10万円を上限とする。）

- 2 補助金は、同一住宅又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。  
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川市空家バンク利活用補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号の補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事 次に掲げる書類等

- ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し等
- イ 工事を行う空家の外観及び施工予定箇所の写真
- ウ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- エ 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（申請者が入居者の場合に限る。）
- オ 市税等の滞納が無いことを証する書類
- カ 誓約書（様式第1-2号）
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分 次に掲げる書類等

- ア 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- イ 撤去及び処分を行う居住部分の室内の写真
- ウ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- エ 撤去及び処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（申請者が入居者の場合に限る。）
- オ 市税等の滞納が無いことを証する書類

カ 誓約書（様式第1－2号）

キ その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請を行うことができる期間は、売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から1年を経過するまでの期間とする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市空家バンク利活用補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

（補助事業内容の変更等）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合に該当するときは、遅滞なく豊川市空家バンク利活用補助事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（1）補助金の額の変更が生じる事業内容の変更をしようとするとき。

（2）補助事業を中止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し指示を受けるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市空家バンク利活用補助事業変更（中止）承認書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは事業完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊川市空家バンク利活用補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

（1）補助事業に係る費用の領収書の写し

（2）補助事業を実施した箇所の完了後の写真

（3）売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）

（4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市空家バンク利活用補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、豊川市空家バンク利活用補助金請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市空家バンク利活用補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。